

## 多文化共生社会の実現は人権をベースとして

～国際子ども学校 25 年間の経験と創立 25 周年記念ワークショップの視点から～

### 日本政府に対する提言

- ・子どもの権利条約等の趣旨を十分尊重し、外国につながる子どもについて公立の小中学校への就学の保障を
- ・無認可の外国学校を含む多様な形態と方法による教育実践について学校教育相当として認定を
- ・教育制度や入管制度の人権をベースとした改革を可能にする、新たな枠組みの制定を

### 愛知県及び名古屋市に対する提言

1. 日本人の多文化共生についての理解を深め、意識変革につながる取り組みを
2. 行政施策のすべてのプロセスに当事者の意見の反映を
3. 外国につながる子どもの母語教育をはじめとする、アイデンティティ確立に向けての取り組みの拡充を
4. 分野を超えて子どもたちを支援する市民団体との連携を

### はじめに

国際子ども学校（ELCC）は、フィリピンにつながる子どもたちのための学校です。1998年の創立以来、約 450 人に及ぶフィリピンにつながる子どもたちを受入れ、子どもたちの学びの場としての役割を果たしてきました。1990 年代の日本には多くのフィリピン人が働きに来ていました。中には在留資格のない人や、そのもとで生まれたために市町村への住民登録のない子どもが大勢いました。当時、在留資格のない子どもたちを受入れる公立学校は皆無に近く、子どもたちは見えない存在として、日本の教育制度の狭間に取り残されていました。ELCC は緊急避難的に始めた学校であり、いずれ役割が終わると期待していましたが、教育制度の根幹は揺るがず、歳月を重ねて昨年、創立 25 周年を迎えました。

この間、国や地方自治体でさまざまな多文化共生施策が実施されてきました。しかし、外国人に対する一部の日本人の嫌悪や排除の言動は後を絶たず、大多数の日本人はそれを黙視するにとどまっています。

なぜ多文化共生は期待ほど進まないのでしょうか。私たちは 25 年前とさほど変わらない状況を憂慮し、今後の多文化共生のあり方と方向性について提言することが必要と考えました。そこで、創立 25 周年を記念するイベントとして 3 回連続のワークショップを開催し、参加者のみなさんとの議論を経て本提言書を作成しました。

関心あるみなさんと共有し、外国につながる子どもたちが将来に夢を持てる多文化共生社会の実現に向けた具体的な取り組みにつながることを願っています。

### 提言の背景

私たちが実施した 3 回連続のワークショップでは、各回とも前半の 1 時間を講義の時間とし、後半の 1 時間 30 分をグループワークの時間としました。各回の講義では①フィリピンの人々が日本に働きに来る歴史的、政治的、経済的背景、②国際子ども学校卒業生の生い立ちと現在の思い、③子どもたちの生活と教育に大きく関わる子どもの権利条約と出入国管理及び難民認定法の問題について話を聴きました。グループワークでは毎回講義内容について意見交換し、自分なりに考えた論点やキーワードを付箋に記述するワークを行いました。さらに付箋の記述に全員で目を通し、気になるものにシールを貼って論点を浮かび上がらせる

ワークを行いました。

3 回目の終了後、ワークショップ参加者有志に集まっていただき、ワークショップで浮かび上がった論点やキーワードを整理し、提言の方向性を検討する機会を持ちました。論点・キーワードは教育、日本人の意識、権利、出入国在留管理制度（入管制度）などのカテゴリーに整理されました。

25周年記念ワークショップの参加者の背景はNGO・NPO職員、外国人支援団体関係者、日本語教師、学生、外国人支援に関わっている個人、一般市民など多岐にわたりました。知識も経験も多様なみなさんが集まり議論して浮かび上がった論点は、外国につながる子どもたちは日本の教育制度の中で幸せになれるかという視点や、教育のあり方を規定している大きな枠組みを問う視点、外国人の命運を左右する入管制度を問う視点などに及んでいました。こうした論点をもとに、私たちの目指すべき多文化共生社会の基本的な骨組みとなる考え方と政策をまとめました。

### 多文化共生社会の実現に向けて日本政府に求めること

外国につながる子どもたちにとって、日本は夢を持ちにくい国です。それは教育制度や入管制度において外国人の権利が十分保障されておらず、いわば「恩恵」のかたちで就学できたり、在留できたりしているからです。国の方針は日本人の意識にも影響を及ぼし、「外国人は国に帰れ」「外国人のくせに生意気だ」などの差別意識を生み出す源泉となっています。

国籍に関係なくすべての子どもたちは教育への権利を有しています。日本に住む外国籍の子どもたちも教育への権利を有し、日本の学校に行く権利があるはずですが、日本政府は、外国籍の子どもについて「就学を希望する場合には、国際人権規約等も踏まえ、日本人児童生徒と同様に無償で受入れ<sup>1</sup>」するという立場を取っています。

このような日本政府の立場は子どもの権利条約や国際人権規約等の国際人権条約の趣旨を十分尊重しているとは言えません。それらの条約は子どもの教育への権利について、「初等教育はすべての子どもに義務的かつ無償で与えられなければならない<sup>2</sup>」と謳っています。特に子どもの権利条約には法的拘束力があり、日本政府は条約の趣旨に沿って国内法を整備する義務を負っています。

国籍を問わず、子どもたちが学び、遊びながら成長する場は家庭や学校だけではなく、多様な形態や方法による教育実践が行われ、国はそうした実践に対して、一定の要件を満たせば学校教育に相当する出席認定を行っています。

日本政府は外国につながる子どもたちの教育への権利を保障する立場に立ち、すべての外国につながる子どもたちが学び、遊びながら成長できるよう、公立の小中学校への就学を保障し、同時に無認可の外国学校を含む多様な形態と方法による教育実践を学校教育相当とし

---

<sup>1</sup> 文部科学省外国人児童生徒教育の充実方策について（報告）（平成 20 年 6 月）  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301.htm)  
の資料「外国人の子どもの公立義務教育諸学校への受入について」

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm#top](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/042/houkoku/08070301/009/005.htm#top)（2024 年 3 月 5 日閲覧）

<sup>2</sup> 子どもの権利条約第 28 条第 1 項 a “Make primary education compulsory and available free to all”

国際人権規約（社会権規約）第 13 条第 2 項 a “Primary education shall be compulsory and available free to all”

て認定するよう求めます。

また、入管制度も外国につながる子どもたちの教育への権利と生存権に大きな影響を及ぼしています。原則として、親の在留許可が失われると自動的に子の在留許可も失われ、日本に滞在することができなくなります。政府は一定の条件を満たせば、親子に「在留特別許可」を与える方針を示していますが、一律ではありません。子どもの権利条約では「子どもの最善の利益を保障する」と述べられており、子どもの生命・生存・発達への権利の観点に立った場合、子どもの在留許可と就学とをダイレクトに結びつけることは子どもの教育と発達の権利を損なう可能性があります。

日本の入管制度の特徴を表す言葉として「(外国人は) 煮て食おうが焼いて食おうが自由<sup>3)</sup>」という言葉があります。また、「外国人の人権は、在留制度の枠内で認められるにすぎない」という最高裁判決<sup>4)</sup>もあり、一般的に日本の入管制度は人権保護の姿勢が希薄と受け止められています。

こういった国の姿勢が大多数の日本人の人権感覚を鈍くさせ、外国人との共生社会を築く妨げになっている側面があることは否定できません。法制度の解釈や実施において表出する国の姿勢は多文化共生施策を実施する主体として、多文化共生の理念から遠いと言わざるを得ません。

多文化共生社会の実現には日本人一人ひとりの意識変革と行動の変容が不可欠です。そのための様々な施策が実施されています。ところが国の基本姿勢を多文化共生化する枠組みはありません。

私たちは日本政府が子どもの権利条約などの国際人権条約の理念を踏まえ、教育制度や入管制度などの人権をベースにした改革を可能にし、国の諸制度を多文化共生化する新たな枠組みを制定するよう求めます。

### 多文化共生施策について地方自治体に求めること

#### 1. 日本人の多文化共生についての理解を深め、意識変革につながる取り組みを

多文化共生社会の実現には日本人の意識変革が必須です。多文化共生施策は外国人に対する日本語教育や生活支援に片寄っており、日本人に対する意識変革の方向性が希薄です。多文化共生についての理解を深め、意識変革につながる施策の推進を求めます。

#### 2. 行政施策のすべてのプロセスに当事者の意見の反映を

あいち多文化共生推進プラン、名古屋市多文化共生推進プランの策定に当たっては、有識者による検討会議において外国籍者の意見を聞く機会が設けられました。しかし、外国籍者の意見を施策に反映するにはこれだけでは不十分です。行政施策を策定し実施するすべてのプロセスにおいて、外国籍者の意見が反映できる仕組みを構築するよう求めます。

#### 3. 外国につながる子どもの母語教育をはじめとする、アイデンティティ確立への取り組みの拡充を

日本で暮らす外国につながる子どもたちにとって、ルーツとなる国の言語（母語・継承語）

---

<sup>3)</sup> 法務省入国管理局参事官池上努氏の著書『法的地位 200 の質問』（1965 年）。

<sup>4)</sup> マクリーン判決（1978 年）：日本での反戦活動を理由として在留更新を認められなかったことへの訴訟の判決。判決文 7 ページ「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は、右のような外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎないものと解するのが相当」

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/255/053255\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/255/053255_hanrei.pdf)

や文化に触れ、学ぶことは、アイデンティティの確立や親子間の円滑なコミュニケーションにおいて重要な役割を果たします。また、母語・継承語の習熟度は第二言語や学習言語にも影響します。しかし、愛知県内の 23 市町村が母語教育について「必要性を感じておらず、実施していない」と回答<sup>5</sup>しており、その重要性はあまり知られていないのが現状です。教育行政、外国学校、地域団体、国際交流協会等との連携により、母語・継承語や母文化を尊重した取り組みの一層の拡充を求めます。

#### 4. 分野を超えて子どもたちを支援する市民団体との連携を

国、県、市町村の多文化共生に関する基本施策や基本プラン等において、外国籍の子どもの不就学への対応など多文化共生施策の実施に当たっては地域の NPO 等との連携を図ると記されています。最近の子どもを取り巻く環境として、多文化共生分野の団体だけではなく、いろいろな場面で、外国につながる子どもたちと地域住民・市民団体が出会う機会が増えています。地域住民や NPO 等は外国につながる子どもたちを応援するために分野を超えた連携を行っています。そこには、外国につながる子どもたちがいきいきと暮らせる社会は、日本の子どもたちにとっても暮らしやすい社会だという認識があります。こうした現状を踏まえ、地域の NPO 等との連携にあたっては、国籍にかかわらず子どもの支援に関わっている団体等を含めた連携体制をつくるよう求めます。

#### 結び

私たちは外国につながる子どもの教育への権利を保障する枠組みとして、公立小中学校への就学を保障するとともに、無認可の外国学校を含む多様な形態と方法による教育実践を学校教育相当と認定するよう求め、多文化共生社会の実現のために、教育制度や入管制度の人権をベースとした改革を可能にする新たな枠組みの制定を求めています。法制度と日本人の意識とは相互に関係しており、法制度のあり方を変えるには日本人の意識を変えることが必須です。

反対に、法制度のあり方が人権ベースに変われば、日本人の人権意識のあり方も変わります。多文化共生社会の実現には意識と制度との相互作用が効果的に働くことが必要です。

残念なことに、今の日本社会はそういう方向へ動いていません。私たちの非力を実感せざるを得ない状況です。ですが、そこにとどまっているわけにはいきません。

人々の国境を越えた移動を止めることはできません。フィリピンに限らず外国につながる子どもたちはこれからもっと増えていくでしょう。外国につながる子どもたちが日本に来て幸せだと思える社会に日本を変えて行くことが、私たちに課せられた使命です。この提言がこれから目指す社会の目印の一つになることを願っています。

2024 年 3 月 24 日

名古屋学生青年センター  
国際子ども学校を支援する会

【協力】 創立 25 周年記念ワークショップ参加者有志

※創立 25 周年記念ワークショップは公益財団法人愛知県国際交流協会の国際交流推進事業費補助事業です。

---

<sup>5</sup> 愛知県 2022 年度（令和 4 年度）「プレスクール」、「プレクラス」及び「母語教育」の実施状況調査

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/2022pure-kekka.html>